

「静岡県国公立高等学校等奨学給付金」 申請の御案内

制度概要

- 授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした返済不要の給付金
- 要件を満たす世帯へ申請により年 1 回給付（概ね 6 月～ 8 月頃に申請受付。10 月末給付予定）
- 毎年給付を希望する場合は、毎年申請が必要
- 授業料に係る支援「就学支援金」とは別に申請手続きが必要。

支給対象要件

- 令和 7 年 7 月 1 日現在、保護者等が **静岡県内** に在住している。
- 令和 7 年 7 月 1 日現在、生徒等が **国公立** の高等学校に在学している。
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

収入要件（以下のいずれかにあてはまる方）

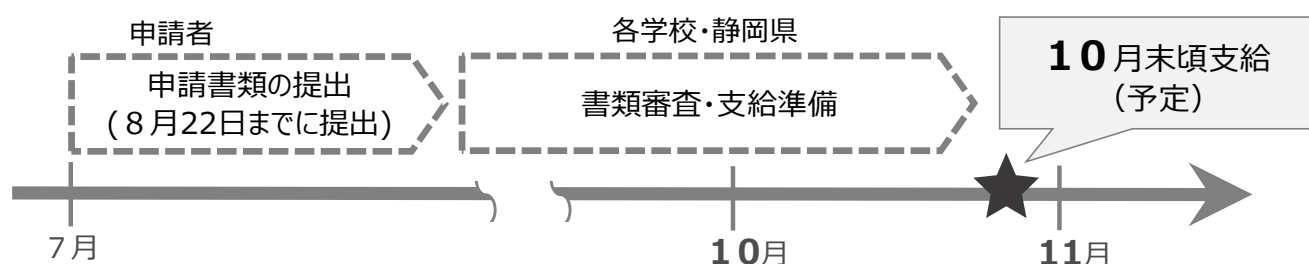
- 令和 7 年 7 月 1 日現在、**生活保護（生業扶助）** を受給している世帯
- **令和 7 年度**の保護者等の県民税・市民税**所得割額が非課税**である世帯
- **令和 7 年度**の保護者等の県民税・市民税**所得割額が105,500円未満**である世帯＜**専攻科のみ**>
- **令和 7 年度**の保護者等の県民税・市民税**所得割額が264,500円未満かつ扶養する子が 3 人以上**いる世帯＜**専攻科のみ**>

給付額（1 人あたり年額）

対象生徒の区分	給付金額		
	全日・定時	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円		
県民税・市民税 所得割額が非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
県民税・市民税 所得割額が105,500円未満の世帯			10,100円
県民税・市民税 所得割額が264,500円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯			10,100円

※ 年齢及び扶養者の状況は令和 7 年 7 月 1 日現在で判断します。

給付額申請から支給までの流れ



- ※ 静岡県内の学校に通っている場合は、在学している学校へ問い合わせ・申請してください。
- ※ 静岡県外の学校に通っている場合は、静岡県教育委員会に直接問い合わせ・申請してください。
- ※ 申請書等の提出が遅れた場合は、支給日も遅れる可能性があります。御承知おきください。

申請に必要な書類

区 分 書 類	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税 世帯	105,500円 未満世帯 (専攻科のみ)	264,500円 未満世帯かつ 子3人以上 (専攻科のみ)
高校生等奨学給付金受給申請書 (様式1)	○	○	○	○
在学証明書(県外の学校在学者) ※R7.7.1以降に発行されたもの	○	○	○	○
住民票(県外の学校在学者) ※R7.7.1以降に発行されたもの 静岡県内に居住している保護者等のもの (マイナンバーの記載のないもの)	○	○	○	○
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 (様式2) ※扶助費目の記載がある生活保護証明書でも可	○	—	—	—
保護者等全員の 課税証明書又は住民税決定通知書等 ※令和7年度のもの	—	○	○	○
扶養誓約書(様式1-2) ※親権者が存在せず、主たる生計維持者が申請 する場合等	—	△	△	△
扶養親族申告書(様式1-4)	—	—	—	○

注意事項

- 提出期限については、下記のとおりとなります。
静岡県内の高校に在学している場合：学校指定日
静岡県外の高校に在学している場合：令和7年8月22日(金)
- 保護者等が令和7年1月1日現在、海外在住等で所得確認ができない場合は、給付対象外となります。

問合せ先・書類提出先

- 静岡県内の高校に在学している場合：在学している学校
- 静岡県外の高校に在学している場合：静岡県教育委員会高校教育課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
TEL：054-221-3110
Mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(参考)

私立学校に在学している場合は、静岡県健康福祉部私学振興課(054-221-2502)へお問い合わせください。